

○国立大学法人筑波大学学長特別補佐等の選考及び任期に関する法人細則

〔平成16年4月1日〕  
法人細則第8号

国立大学法人筑波大学学長特別補佐等の選考及び任期に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第28条第4項、第30条第3項及び第31条第4項の規定に基づき、学長特別補佐、学長補佐及び副学長補佐(国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則施行規程第5条第2項に規定する副学長補佐を除く。)(以下「学長特別補佐等」という。)の選考及び任期について定めるものとする。

(選考)

第2条 学長特別補佐及び学長補佐は、学長が選考する。

2 副学長補佐は、副学長の意見を聴いて、学長が選考する。

(任期)

第3条 学長特別補佐等の任期は1年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の末日とする。

2 学長特別補佐等は、再任されることができる。

附 則

この法人細則は、平成16年4月1日から施行する。